

答 申 第 4 号

平成25年9月30日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

福島町議会基本条例諮問会議
会 長 今 河 敏 行

適正な議員定数及び適正な議員歳費月額の検討について（答申）

平成25年5月13日付福議号で諮問のあった標記について、次のとおり答申します。

記

1 適正な議員定数（現行11人）の検討

（1）議員定数 10人

（2）答申理由

福島町議会は議会基本条例を制定して、「政策を提言する議会」「町民が参加する議会」「しっかり討議する議会」の3つを理念に努力を続けています。当諮問会議は、議会がこの理念を今後とも堅持し、地域住民の代表機関としての役割を確実に果たしていくためには、議員定数は10人を最少限度として、それを下回らない数を確保することが大切であると判断しました。

その主な理由は次の通りです。

従来から、政策活動を重視してきた本町の議会は、2つの常任委員会による政策調査活動を行ってきました。政策活動は議会活動のもっとも基礎的かつ重要な課題であり、それゆえに議員定数を検討する上では、現行の2つの常任委員会を維持できる定数であることが望ましいと考えました。

現行の常任委員会は、副議長も両常任委員会に委員として所属し、それぞれ6人の委員によって構成されています。これに対して議員定数を10人に減ずれば1常任委員会6人体制は維持できなくなりますが、今後は議長も2つの常任委員会に所属することによって、この問題は克服できると判断しました。

議長が委員会に所属することは権限の集中に繋がるのではないかという指摘もありますが、本町の議会運営は本会議主義（議会として議決すべき議案の多くを全議員による本会議で審議・議決する方式）をとっており、また上記のように常任委員会の活動は議会の政策提言に繋げる調査活動が主であることから、そのような懸念は本町議会には該当しないと考えました。

以上のことから、当諮問会議としては、議会における政策討議が今後ますます重要性を増すことと、これに対応して現行の2つの常任委員会を維持する必要があると判断するとともに、それを可能にする最少限の議員定数は10人との結論に達しました。

少ない議員定数を工夫し、2つの常任委員会には正副議長も所属することで1常任委員会6人体制（4人の議員＋正副議長）を今後も維持し、引続き活発な政策議論をふまえた常任委員会運営の充実を期待します。

また、当町議会では、常任委員会活動の充実強化を図ることを目的とした、「委員外議員」制度（当該委員会の委員でなくても参画・発言ができる制度。決定には加われない。）を積極的に活用していますが、よりいっそうの制度活用による多角的かつ活発な議論の展開を期待します。

2 適正な議員歳費月額の検討

（1）議員歳費月額 174,000円

（2）答申理由

当諮問会議では、議員歳費月額の算定に関して、議員の活動日数と町長の職務遂行日数の割合を基準とした、「福島町方式」とする答申（平成22年12月）をしています。この答申で示した議員の標準とすべき歳費月額は、174,000円です。

しかし、現行の歳費月額は、標準とすべき額から、10%削減の特例措置を設け156,000円としています。当諮問会議としては、特例を解除し標準とすべき額（174,000円）にもどすべきであると判断しました。

3 実施時期

改正時期は、議員定数及び歳費月額とも、次期改選期（平成27年9月）から実施すべきと考えます。